

令和5年度

(第 12 期)

事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター

令和5年度事業報告

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類となりましたが、集団感染はなかったものの、利用者、職員ともに数名の感染があり、その都度緊張する場面がありました。

ライラック、相談支援事業所では職員の離職が続き、ライラックは年度後半には落ち着きましたが、相談支援事業所では引き続き人材不足により、計画相談では契約を打ち切らざるを得ないケースや、苦情に発展するケースも発生しました。

この一年はコロナ感染に対する脅威は薄らいだものの、新たに人材不足という今後の経営を揺るがす問題が表面化した年となりました。

(職員の入退職推移についてはP40に資料として掲載してあります。)

1. 具体的取組の報告

- (1) アフターコロナに向けた取り組みと、引続き利用者に安心と安全な事業所の運営を行います。

令和5年度に入りすぐに5類に変わりましたが、各事業所での感染予防、事前の手指消毒等の対策は継続して行いました。

- (2) 経営推進室を中心に、ニーズに合った総合的且つ広域視点での法人運営を行います。

令和5年4月より経営推進室を設け石田室長を中心に会議等を行いました。

- (3) 高い質と専門性をもった職員の人材確保と育成を継続して実施します。

引き続き、職員が働きやすい環境整備と、活力のある職場の雰囲気づくりを目指しましたが前述のように人材確保に苦慮しました。また、ベテラン職員が退職したのは大きな損失でした。そんな中、職員の心理的負担が軽減されるようカウンセリング相談を第三者委員の杉田俱子氏にお願いし実施することができました。

2. 法人内各事業所報告の概要

- (1) 地域活動支援センターI型「はまゆう」

年度初め登録者数48名、年度末登録者数44名、新規登録者数3名、退所者数7名でした。

基礎的事業として居場所とプログラムの提供を行い、機能強化事業として①普及啓発 ②関係機関との連携 ③ボランティア育成の充実をはかるべく努力しました。新型コロナが5類感染症になったことで、だんだんと活動的なプログラムが行えるようになりました。利用者数では5,7,8月は前年度を上回りましたが、年間を通じての前年度比は92%で、延べ人数1,710名となりました。月5日以上の上所者についても184名で前年度の217名を下回っています。

普及啓発事業である「AMSCセミナー」は、5,9,1月と予定通り3回開催し、1月については芦屋家族会との共同開催で「ひょうかれん ころの病家族教室」として開催しました。

(2) 就労継続支援B型事業所「ライラック」

利用登録者数 31 名でスタートし、見学者 4 名、体験者 1 名、新規登録者 0 名、退所者 3 名、年度末利用登録者数 28 名、前年度対比、訓練等給付費 97% 作業収入 110% 工賃総額 89%となりましたが、一般就労に 1 名つながりました。今年度も利用者、職員がコロナ、インフルエンザに感染し、且つ持病で入院される利用者も数名おり、利用者の高齢化の影響が徐々にでてきています。工賃については、個人の作業能力に差が出てきており、同一工賃単価での評価が能力の高い利用者の作業意欲の減退を招いていることから工賃の改定を行いました。結果、各人の作業課題の設定が明白になり、職員が作業効率を意識して利用者に作業を担ってもらうことで作業収益率を上げることができました。縫製部を呉川町から浜町に移設し、サイクルコンポスト用の布袋やサンプル生地を再利用したパッチワーク商品、反射材の端材を活用した商品開発の機会を得ることができ、SDGS につながる収益性のより高い作業へと広がりつつあります。

(3) 相談支援事業所（基幹相談、一般相談、計画相談、若者相談センターアサガオ）

令和 5 年度の成人、児童の計画作成件数は、新規・更新・プラン変更が 228 件、モニタリングが 492 件でした。今年度は、委託事業基幹相談職員の退職と一般相談職員の休職が重なり、令和 6 年 1 月から 3 月までは、1 名体制となりました。また、計画相談職員の退職、休職もありました。直ぐに、職員採用の募集を致しましたが応募がなく、人材不足のまま 3 ヶ月を過ぎました。その為、短期間に担当職員が代わることや引継ぎがうまくいかなかったことで、ご利用者に不信感を与えることになりました。モニタリング等では、ご利用者に確認、了解をとり期間変更や削除を行いました。その影響もあり前年度と比べ、モニタリング件数 72 減となりました。

若者相談支援センター「アサガオ」では、相談員の交代によりアサガオを卒業される方やアサガオの対象ではない方に、他機関への相談を促し本来、アサガオを必要とされている方を重点的に支援が出来る体制にした結果、相談件数が前年度の半分程度に減少しました。また、市民の方にアサガオを周知するために、広報テレビ「芦屋トライあんぐる」の出演や広報あしやで特集をしていただくという活動を愛護センターと共に行いました。

(4) 共同生活援助 グループホーム「ぷらんつ」

今年度は、7 月に利用者 1 名が一人暮らしに移行するためにぷらんつを退所されました。新型コロナウイルス感染症の基準が引き下げられたことにより、利用者の日中・余暇の過ごし方の選択肢が増え、事業所としてのレクリエーションも外出レクを企画し充実を図りました。また、災害への備えとして夜間の避難訓練の実施や非常食の実食などを行い、少しずつですがいざという時の事態への備えを進めました。2 月に発表された報酬改定による当事業所への影響が大きいことがわかり、急ぎ次年度からの職員配置等について経営推進室の場を借りて緊急の見直しを行いました。

各事業所別の詳しい事業報告は、12 ページより記載しています。

3. 法人行事報告

(1) 理事会、評議員会の開催

理事会

	開催日	内 容
第1回	R5年6月3日	報告事項 決議事項 ① R4年度事業報告案について ② R4年度決算報告案及び監事監査報告について ③ 監事監査報告について ④ 社会福祉充実計画について ⑤ 次期役員候補者の推薦について ⑥ 定時評議員会の招集及び議案提出について
第2回	R5年6月24日	報告事項 決議事項 ① 理事長及び業務執行理事の選定について ② 理事の業務分掌について
第3回	R5年11月18日	① 就業規則等の変更について ② 管理者の人事について ③ 県の実地指導に対する改善報告について
第4回	R5年12月8日	決議事項 ① 芦屋市委託の基幹・一般相談支援事業所の受託継続について
第5回	R6年3月16日	① 指導監査の結果に係る改善について ② 各種規程の改訂について ③ R5年度補正予算案について ④ 杉江東彦氏の処遇及び給与について ⑤ R6年度事業計画案について ⑥ R6年度予算案について ⑦ 諸事案件事項について

評議員会

	開催日	内 容
定時評議員会	R5年6月24日	決議事項 ① R4年度事業報告承認について ② R4年度計算書類及び財産目録の承認について ③ 社会福祉充実計画について ④ 理事及び監事の選任について 報告事項

(2) その他会議等の実施

名 称	開催日	内容
運営推進会議	毎月第2火曜日 計12回	各事業所報告等
管理者会議 利用前検討会議	毎月1回 計12回 検討会議計11回	運営調整等 体験利用、本登録前の検討会
嘱託医面談	6.7.9.11.12.2.3月各1回 計7回実施	新規利用者面談等

4. 委員会報告

(1) 経営推進室報告

今年度は、ハラスメント防止規定及び対応マニュアル、フローチャートを作成し、相談窓口となる主任、係長に説明を行い、法人職員に周知しました。

また、BCP（事業継続計画）の内容の見直しや運営規程に追加記載する文言の確認を行いました。

中長期計画の地域密着型B型創設の準備として、自分のペースにあった働き方を優先する方と、就労や高い工賃収入をめざす方に対して工賃支払いの仕組みを検討し、ライラックの工賃体制を変更しました。その後、作業内容の精査や運営の方向性について検討を重ねておりましたが、令和6年3月の国から発表された報酬改定により、就労継続支援地域密着型のB型を創設しても採算がとれないこと、利用者にとっても、現況のライラックの方が経済的、環境的にもメリットがある為、地域密着型B型の創設は中止にすることを決定しました。

その他、各事業所の運営課題等の改善策を話し合い、実行に移す計画を立てました。

(2) 虐待防止・リスク管理委員会

I 虐待防止の取り組み

① 『虐待防止に係るチェックリスト』の実施

年2回『虐待防止に係るチェックリスト』を全職員に実施しました。チェックリストにおいては通報を要す緊急性のある虐待事案は認められませんでした。そのままにしておくと虐待に発展しかねないと懸念される事案は上がっていましたので、その事案がなぜ虐待に発展する可能性があるかを分析し、虐待に発展しないように問題意識を共有しました。

② 研修参加

芦屋市障害者基幹相談支援センター主催の令和5年度障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修に相談支援事業所3名、ライラック2名、はまゆう1名の職員が参加し、各事業所で伝達研修を行いました。また、県主催の2023年度障害者虐待対応力向上研修A研修には相談支援事業所2名、ライラック1名、はまゆう1名、ぷらんつ2名が参加しました。その他にも令和5年度虐待防止マネージャー研修に中尾が参加しました。

II 感染症対策の取り組み

① 感染症対策アンケートの実施

年2回感染症対策アンケートを実施、結果を分析し職員にフィードバックを行いました。2回目の結果ではすべての項目でほとんどの職員がアンケートの感染症対策を行っており、対策が100%行えている事業所もあるなど、職員全体の感染症対策への意識が高まっていることを実感しました。

② 研修、訓練

10月3日に芦屋市生涯学習出前講座として、芦屋市こども家庭・保健センターの佐々木保健師と水野保健師に来所いただき「感染症の基礎知識 発生時の対応方法～ノロウィルスの感染を広げないための嘔吐物処理～」と題して研修を行っていただいた後、個人防護具の着脱の訓練を行いました。今までも研修や訓練を行っていますが、嘔吐物処理を実際に行う機会がほとんどないため、忘れないうちに定期的に訓練を行うことは大切だと実感しています。

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員や利用者については、インフルエンザ罹患患者への対応と同様、発熱後5日間は自宅で待機していただくことになっていますが、新型コロナウイルスについては感染力が高いことから同居家族で罹患者が発生した場合は自宅待機をして様子を見ていただくことにより感染が広がらないよう予防しました。

結果、新型コロナに感染した利用者や職員から他の利用者や職員への感染は報告されていません。

III 事故等その他の取り組み

① 事故報告は、ぷらんつ2件、ライラックが1件でした。事故対応マニュアルに沿って虐待防止リスク管理マネージャーが事故検証を行い、再発防止策を作成。当該事業所が再発防止策を実行後、十分な改善がみられるかを検証し、いずれも終結しました。

② ヒヤリハット報告はライラック2件でした。

③ 事故、ヒヤリハット報告ともに、原因分析においては、利用者側の原因、支援者側の原因、設備や用具などの環境側の原因に分けて考え、原因の裏に潜んでいる2次要因を探し出し、よりよい支援につながるようにしています。

IV 会議の開催

令和5年度は、虐待防止・リスク管理委員会は7名で活動しました。

また、虐待リスク管理委員会を以下の日程で6回開催しました。

4/17、5/29、6/27、10/6、12/19、2/28

5. 職員研修：各種事業内容・職種内容に沿った研修参加（処遇改善キャリアアップ職員研修）

(1) 内部研修

開催日	内容	開催日	内容
3月31日	(R5) 新年度職員研修	各事業所にて	感染症嘔吐物研修
10月13日	感染症対策研修		
1月12日	ハラスメント研修		
3月15日	接遇研修		

(2) 外部研修

34研修 延べ52名参加

所属	参加者名	日	内容
本		5/12	兵庫県経営協研修
ラ		5/22	令和5年度 福祉従事者新任職員研修 (障害者福祉)
は		7/24・25	相談面接技術研修 (基礎編) Aコース
ラ		〃	〃
ラ		7/29・9/14	OJTリーダー養成研修実践編
相		〃	〃
ラ		7/12	業務継続Webセミナー
は		〃	〃
本		8/3	会計事務フォローアップ研修A
相		8/22	上司を補佐し、組織し能動的に関わる指導的職員のための研修
相		8/22	ひきこもり支援ネットワーク会議
法人内		8/22~28	不登校を大人はどう理解するか - 「生きる力」はきみの中にあるということ-
本		8/29	管理職のためのアンガーマネジメント研修
相		8/29	社会福祉法人財務管理講座
相		9/15	令和5年度精神障害者の理解と支援について学ぶ研修
相		〃	〃
相		9/15	社会福祉法人の健康セミナー ~健全な人材は健全な法人に宿る~
相		9/21	障がい者福祉サービス等従事者向け虐待防止研修
相		〃	〃
相		〃	〃
ラ		〃	〃
ラ		〃	〃
は		〃	〃
ラ		9/29	マナー研修
相		〃	〃
相		〃	〃
ラ		9/27~10/31	組織マネジメント基礎講座
相		10/5	ひきこもりがちな家族への支援と対応についてのCRAFT研修
相		〃	〃
法人内		10/13	感染症予防のための研修 (芦屋市生涯学習出前講座)
相		11/16	重層的支援体制整備事業セミナー
は		1/8・2/7・3/22	発達障害の理解と実際の支援を学ぶ
ラ		12/15	兵庫県サービス管理責任者等専門コース
ぶ		〃	〃
相		11/16	発達障害を背景とするひきこもり状態にある人の理解と家族対応
相		12/18~1/15	不登校・休みがちな生徒を理解する
は		12/1~2/29	2023年度虐待対応力向上研修Aコース
ぶ		〃	〃
ぶ		〃	〃
相		〃	〃
相		〃	〃
ラ		〃	〃

ぶ		1/10	リスクマネージャー実践講座
相		1/16・1/22	R5年度兵庫県兵庫県強度行動障害者支援者養成講習 基礎編
ぶ		1/18	職場研修担当者研修～人材育成計画の作り方～
ラ		8/28～31・9/1・9/5	訪問型職場適応援助者養成研修
ラ		1/30	R5年度サービス管理責任者更新研修
本		1/26	福祉介護職員処遇改善加算等取得促進支援WEBセミナー
は		2/13	令和5年度障がい者虐待防止マネージャー研修会
ラ		2/16	組織マネジメント実践研修
ラ		2/29	近畿社会就労センター職員会議
本		2/6	社会福祉法人財務管理講座

(3) 職員カウンセリング相談実施報告 杉田俱子氏 (第三者委員)

6月20日(火)・10月24日(火)・3月26日(火)

6. 苦情・事故等報告

(1) 苦情報告 4件

事業所	日	内容及び再発防止策
相談支援事業所	2月7日～2月15日	<p>利用者4名から下記と同じ内容の苦情があった。</p> <p>令和5年夏ごろから令和6年1月～2月の短期間に、担当職員の変更が多すぎることに對して今後の支援に不安がある。</p> <p>再発防止策として</p> <p>① 担当者変更がないような事業所体制を創る。</p> <p>② 変更があるようであれば、早急に変更を伝え、利用者には不安感を与えないような支援を行う。</p>

(2) 事故報告

事業所	日	分類	内容及び再発防止策
ライラック	4月26日	その他	<p>利用者が寺子屋で他の利用者が使用中のトイレのドアを外側から開錠し、無理に開ける。</p> <p>再発防止策として</p> <p>① 戸を開けた利用者には基本的なマナーを伝えた</p> <p>② トイレの使用中には「使用中」の札をかけ、使用中であることが分かりやすくした。</p>
ぷらんつ	10月2日	配薬間違い	<p>朝の薬を夕の薬と間違えて配薬。朝と夕の薬の内容が同じだったため、体調には変化なし。</p> <p>再発防止策として</p> <p>① 職員へのマニュアルの徹底</p> <p>② 朝、昼、夕の薬を表すのにマーカーの色を変えていたことを変更し、薬の袋に「朝」「昼」「夕」と印字してもらうことになった。</p>

ぷらんつ	10月16日	配薬し 忘れ	朝食後出かける利用者に昼食後の薬を渡すことを忘れていた。 再発防止策として、一人の職員の業務が過多になっていたことから業務内容を見直し、他の業務とセットにして薬を渡すことにした。
------	--------	-----------	--

(3) ヒヤリハット報告

ライラック	11月20日	ケガ	待ち針がささったままのさをり織商品があり、利用者の指にまち針がかすった。 再発対応策として、 ①検品を行ってから納品を行う。 ②職員が再度検品してから値札付けをすることにした。
ライラック	2月8日	危険物の 放置	寺子屋1F職員室前に縫い針が落ちていた。 再発対応策として ①縫製作業をしている部屋から移動するときは針などがついていないか確認を行う。 ②針を使用した場合は所定の場所に片付ける。 ③ボランティアから持ち込まれたさをり商品の検品場所を変更した。

7. 行政指導監査報告

① 兵庫県指定障害福祉サービス事業者等に対する実施指導

対象事業所 ライラック、相談支援事業所

実施日 令和5年10月2日

結果受取日 令和5年10月10日

改善報告日 令和5年11月24日

② 芦屋市社会福祉法人に対する指導監査

対象事業所 法人本部

実施日 令和5年11月27日

結果受取日 令和6年1月9日

改善報告日 令和6年2月16日

文書指摘事項と改善報告

ライラック

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
利用契約書の契約期間の始期が毎年4月1日に固定されているが、実際の利用開始日を記入すること。	契約書に利用開始日を記入する書式に変更	契約書	

相談支援事業所

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
(管理者の兼務) [兵庫県独自基準: 障害福祉サービス事業指定申請のてびき (令和 3 年 5 月兵庫県障害福祉課) P11] 2 管理者が相談支援専門員を兼務し、さらに同一敷地内にある共同生活援助の管理者を兼務しているが、2 以上の事業所の管理者を兼務し、さらに他の職種を兼務することは認められないので現状を解消すること。	令和 5 年 1 1 月 1 8 日理事会にて共同生活援助事業の管理者を金近知明とし相談支援事業所管理者石田享子は、相談支援事業所管理者、相談支援専門員とすることを承認されました。	令和 5 年 1 1 月 1 8 日 理事会議事録	議事録は後日提出致します。

法人本部 P31 からの添付資料参照

8. 実習生の受け入れ

受験資格：精神保健福祉士3名、

受入校名：関西学院大学 1名、 神戸女学院大学 1名 神戸医療福祉専門学校

1名

受験資格：看護師

受入校名：甲南女子大学 看護リハビリテーション学部 看護学科 1名

9. 芦屋市立中学校トライやるウィーク受け入れ

山手中学校 2名

10. 寄附・補助金等に関する報告

日付	氏名	金額
R5.4	友愛会 (社会福祉施設 建設費用借入金利子補助)	56,000
R5.5	サービス継続支援事業補助金	57,000
R5.5	芦屋市相談支援事業所人材確保支援事業補助金	2,000,000
R5.7	両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応)	7,410
R5.8	R5年度障害者施設光熱費高騰対策一時支援金	87,000
R5.9	R5年度障害者施設光熱費高騰対策一時支援金	126,000
R5.10	長谷川福祉会助成金 就労用ミシン、被服台	400,000
R5.12	歳末たすけあい分配金 赤い羽根	10,000
R6.1	ファースト住建	10,000,000
R6.2	物価高騰対策支援金	1,650,000
	キャリアアップ助成金 正社員化コース	570,000
	姫路十字会	220,000
	兵庫県第2次光熱費高騰対策一時金	224,000
R6.3	研修費半額補助金	27,000
	NHK歳末たすけあい配分金	100,000
	合計	15,534,410

上記記載の皆様より、ご寄附、助成金を頂戴いたしました。改めて御礼と感謝申し上げます。

地域活動支援センター I 型「はまゆう」

1. 利用登録・サービス利用状況

地域活動支援センターはまゆうの登録状況及び月別のサービス利用件数は以下の通りです。

- ・登録人数(3月末) 44名
- ・新規登録3名、退所者7名

令和5年度月別サービス利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開所日数	20	21	22	20	20	20	21	20	20	19	19	22	244
実利用人数	31	29	32	31	29	26	25	28	29	30	30	34	354
電話連絡	67	79	67	43	51	50	46	48	56	68	66	62	703
面談	6	9	7	8	7	4	10	8	9	21	8	11	108
来所者数	160	165	148	151	153	144	137	123	121	133	128	147	1710
来所者数前年比	97%	104%	91%	112%	103%	96%	91%	77%	91%	89%	81%	81%	92%
月5日以上来所人数	15	15	15	15	15	15	15	14	16	16	16	17	184
前年度月5日以上	18	18	18	18	18	18	17	18	18	19	18	19	217

2. 基礎的事業

(1) 居場所とプログラムの提供

令和5年5月より新型コロナが5類感染症に変更になりましたが、職員は定期的なアルコール消毒を行い、利用者にも来所時の検温、マスクの着用や食事の時の黙食、ボディタッチはしないなど協力していただきながら感染症対策を続けています。

プログラムについては、アート系（塗り絵や習字、季節の創作）、運動系（ウォーキング、ペットボトルボーリング、ダーツなど）、コミュニケーション系（クイズ、ゲーム、お話し会など）、食事（和菓子の会、洋菓子の会、お弁当の会など）と利用者の興味に合わせたものを幅広く行いました。その中でも特に食事のプログラムは人気で、毎回10人前後の利用者が集まりました。3月には感染症対策で行われていなかった調理プログラムのお菓子作りを行い、コロナの影響で狭まった活動を少しずつ広げていきました。

はまゆうでは、週1回以上定期的に来所していただくことを目標にしていますが、体調不良で来所できない利用者についても本人のペースに合わせ連絡を行い、変化があったときに相談できる関係性を保つようにしました。また、はまゆうで体調を整え就労する利用者が増え、3名が就労サービスなどの利用を開始し、2名が利用を開始する準備を始めました。

3、機能強化事業

(1) 普及・啓発

今年度は年3回のAMSCセミナーを開催しました。

そのうち、1月のセミナーは例年通り芦屋家族会と共同で「ひょうかれん こころの病 家族教室」として、開催いたしました。

メンタルヘルスセミナーのテーマ、及び講師、参加人数は次の表のとおりです。

令和5年度 メンタルヘルスセミナー

日付	テーマ	講師	参加人数
5月13日(土)	ほめ達に学ぶ よりよい関係を築くための3 つの方法	一般社団法人日本ほめる達人 協会 大阪支部長 薄井 修司 氏	28名
9月30日(土)	発達障がいってなんだろう？ 身近な発達障がいの人へのか かわり方	兵庫県キャンパスカウンセラ ー 公認心理師 藤井 謙介 氏	29名
1月20日(土)	・精神疾患について知ってほ しいこと ～対応や家族支援について～	加藤心療内科 院長 加藤 力敬 先生	37名

(2) 関係機関との連携強化

利用者が希望する、自立した社会生活が送れるために、障がい者相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、計画相談員、就労支援事業所などの福祉関係者だけではなく、訪問看護師、病院のPSW、主治医など医療関係者との情報共有も行いました。必要に応じて支援者会議に出席しました。

また、長期入院をしている利用者の状況についても、定期的に担当相談員から情報を提供していただきました。

(3) ボランティアの育成

ボランティアの方には、毎月ライラックとはまゆの予定表や法人からのお知らせを郵送し、事業内容を周知しています。

活動としては、さをり織の縫製、交流室ボランティアなどを行っていただきました。芦屋市在住のボランティアの方には、市の一人一役活動に登録し、活動に応じて報酬を受けていただいています。また、年度末には例年通りカシュカシュの利用券をお送りして謝意を表しました。

(4) その他

12月1日から7日に行われた第16回芦屋市障がい児・者作品展には共同作品1点、個人作品15点を出品しました。共同作品は作品展後も芦屋市役所で展示され、多くの市

民の方々に見ていただきました。

4. 次年度に向けた課題

- 他の通所サービスを利用されたり一般就労をしている登録者が増えたことで、はまゆうの利用人数が減少していることから、土曜日や日曜日の開所を検討します。
- コロナで自粛していたレクリエーションや調理など、利用者の活動の幅を広げるプログラムを増やします。
- 様々な課題をもつ利用者に対応した支援を行うため、個々の職員の支援力の向上と職員間、関係機関との連携に努めます。

就労継続支援 B 型「ライラック」

1. 運営実績

- ・利用定員 30名 ・契約者数 28名（3月31日時点）
- ・利用状況

提供月	開所日数	延べ利用人数	1日平均利用者	利用契約者数	訓練等給付費 (円)
4月	22	561	25.5	30	4,244,212
5月	23	541	23.5	30	4,112,040
6月	22	540	24.5	30	4,089,186
7月	22	483	21.9	29	3,502,072
8月	21	455	21.6	29	3,637,140
9月	22	477	21.6	29	3,621,835
10月	23	510	22.1	29	4,033,893
11月	22	501	22.7	29	3,816,251
12月	23	539	23.4	29	4,096,649
1月	21	479	22.8	29	3,816,251
2月	21	483	23.0	29	3,677,424
3月	23	498	21.6	28	3,798,510
合計	265	6,067	22.8	28	46,445,463
令和4年度	257	6,314	24.6	31	47,913,585
昨年度対	103%	96%	92.6%	90%	97%

見学者 4名 体験者 1名 新規登録者 0名
 退所者 3名 (一般就労 1名 転居 1名 その他 1名)

2. 就労支援事業

・工賃

工賃総額 4,247,145円 (前年度比 89%)
 平均工賃額 15,523円 (前年度比 99%)

*令和6年度報酬改定により平均工賃の算定式が変更

・作業

	受託事業	飲食サービス	製造品	仕入れ販売	合計金額
令和5年度	3,493,221	2,285,440	775,337	1,781,485	8,335,483

令和4年度	2,968,116	2,071,190	715,447	1,830,862	7,585,615
前年度対比	118%	110%	108%	97%	110%

① 清掃

レギュラー（時間内に指示された範囲の清掃ができる等）とサブの評価基準を設定し、工賃単価に反映したところ、各人の課題が明白になり、仕事としての意識が高まりました。

② ポスティング・ポスター掲示

熱中症警戒アラートが発令される日が続き、夏場のポスティングは量を減らさざるを得ない状況となりましたが、担当地区を確認してもらい、2時間で200枚以上配布することを目標に取り組みました。芦屋市内の広報掲示板へのポスター掲示の依頼が数回あり、地図を片手にペアで掲示、撤収を行いました。

③ パソコン

コロナが収束しつつありますが、名刺の需要は減ってきており、編集作業を担える利用者さんを増やすには至りませんでした。Instagramを開設し、毎週の野菜・さをり販売やイベント等の投稿を行ったところ、フォロワー数が3,400人を超えました。

④ ドッグフード作業

ドッグフードの袋詰め作業を請け負うことになり、シール貼り、計量、袋詰めに取り組み、工程の完成度をあげるために必要に応じて治具を用いて作業を行いました。

⑤ 喫茶「カシュカシュ」

材料費の高騰に伴い、メニューの価格改定を行いました。また、来客数を増やす取り組みとして中華丼、パスタセット、焼き菓子セット等の提供を行いました。冷蔵庫、オーブントースター、椅子等が経年劣化により使用不能となり、買い換えました。

⑥ さをり・縫製

地域でのイベントやさをりバザー等の販売促進に積極的に力を注ぎました。さをり商品の価値を高める取り組みとして、縫製ボランティアさんの力を借りて利用者の縫製技術の向上を図りました。また、サイクルコンポストの布袋の縫製、武庫川女子大学の井上重信先生から反射材の端材を頂き夜間歩行時の事故防止グッズを作る、背広のサンプル生地でパッチワークを縫製する作業も新たに加わりました。

⑦ その他

健康増進プログラムでは夙川公園への散歩、体育館でのボール遊び、茶話会等を行いました。12月には数年ぶりにバイキングに行き、好きなものを好きなだけ食べ、満腹感と満足感を体験しました。楽しく体を動かす、外へ出かける、おしゃべりすることを通していつもと違う環境で刺激を受け、ストレスを発散してもらう機会となっています。

3. 業務の改善

- ① 法人内の他事業所と比べ、年2回の感染症対策チェック（職員用）の結果が悪く、職員全員に丁寧な説明と実行を促したところ、好成績の結果を得ることができました。
- ② 災害用に転用する目的で茶話会用の菓子パックを準備し、ライラック、しーどの各作業室に災害用として設置し、3月の訓練時に非常パックを持って避難しました。
- ③ 長谷川福祉財団から縫製作業で使用する被服台とミシン、姫路十字会様から電動芝刈り機と掃除機、発電機を助成金で購入させて頂きました。

4. 総括

今年度は常勤職員3名が入職し、ライラック、しーど、喫茶に常勤職員を配置できる体制になりました。一方、利用者の高齢化は年々進んでおり、身体的な不調を訴え、参加できる作業が制限される利用者が増える傾向にあります。そのため個人の作業能力に差が出てきており、同一工賃単価での評価が能力の高い利用者の作業意欲の減退を招いていることから工賃の改定を行いました。結果、各人の作業課題の設定が明白になり、職員が作業効率を意識して利用者に作業を担ってもらうことで作業収益率を上げることを目指しました。また、1名の方が一般就労へステップアップされたことは大きな励みとなりました。作業面では、縫製部を呉川町から浜町に移設し、サイクルコンポスト用の布袋の縫製や着物の解体作業、背広のサンプル生地を再利用したパッチワーク商品の縫製、反射材の端材を活用した商品開発の機会を得ることができ、どの作業もSDGSにつながるより収益性の高い作業へと広がりつつあります。

次年度も目標工賃達成型のB型事業所として作業の充実を図るとともに、利用者さんにとって安心して通所できる場、就労へステップアップできる場にしていきます。

芦屋メンタルサポートセンター相談支援事業所

1. 芦屋市委託事業「芦屋市障がい者基幹相談支援センター業務」「芦屋市障がい者相談支援事業業務」

(1) 芦屋市基幹相談支援センター業務委託事業（相談支援専門員1名）

令和5年度の相談支援件数は918件でした。また、相談支援以外には虐待対応件数が113件、地域移行支援対応件数が12件となっています。

基幹相談では、地域の相談支援体制の強化の取り組みとして、自立支援協議会における専門部会・実務者会の開催および運営を実施しています。令和5年度の実務者会では、地域課題抽出のために座談会を実施しました。「座談会」で上がった困りごとや要望を集約したところ、来年度専門部会では『情報の普及・浸透』をテーマに、課題解決に取り組むこととなりました。具体的には、今年度専門部会のライフステージを可視化できる仕組みづくりに、動画や画像といった“目に見える視覚情報”を組み込んだツール作成を行っていく予定です。

また、権利擁護・虐待防止の取り組みでは、令和5年度は養護者による障がい者虐待通報が計15件ありました。緊急介入が必要なケースもあり、早急な情報共有や事実確認を実施しながら対応を行いました。通報者の内訳としては、警察からの通報が半数を占めており、生活安全課との連携を強めながら虐待対応を行っています。障がい者虐待防止に向けた研修会も年1回開催しており、今年度は市内サービス事業所従事者に向けて「虐待への気づき」をテーマにした研修を開催いたしました。

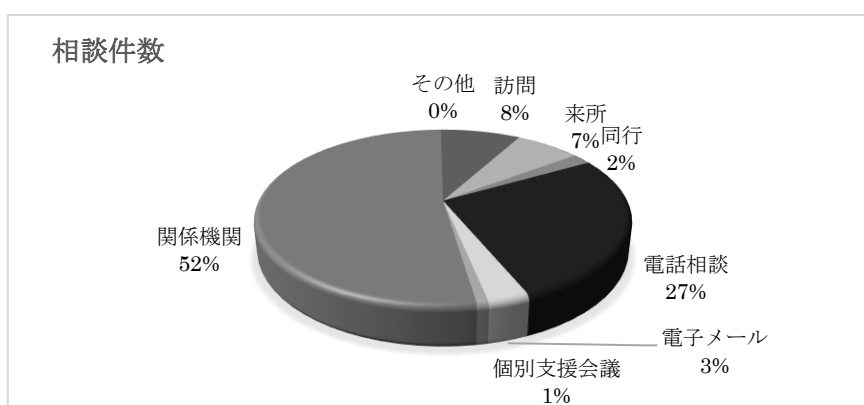
① 実施事業内容

- 1、専門的な相談支援・・・①ケース対応 ②基幹相談支援センター運営のための研修参加 ③芦屋版計画相談マニュアルの改訂
- 2、地域の相談支援体制の強化の取り組み・・・①一般相談員、計画相談員への助言 ②一般相談ミーティング、クローバー情報共有会議への出席 ③事例検討会、市内相談員向け研修、基幹相談員向け研修の実施 ④相談支援連絡会の実施 ⑤民生児童委員、地区福祉委員会への普及啓発 ⑥関係機関・学校への普及・啓発 ⑦学生協働プロジェクト ⑧地域発信型ネットワーク会議等への参加 ⑨自立支援協議会事務局の運営協力 ⑩専門部会・実務者会の開催及び運営 ⑪障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」の運営 ⑫市内事業所説明会の開催（まるっと説明会） ⑬障がい児・者作品展の開催への協力
- 3、地域移行、地域定着の促進の取組・・・①施設、病院の地域移行に向けた普及啓発 ②地域における地域移行、地域定着に向けた基盤づくり ③ケース対応

4、権利擁護・虐待防止・・・①ケース対応、夜間・休日の対応 ②虐待ケースモニタリング ③障がい者虐待防止のための研修会開催

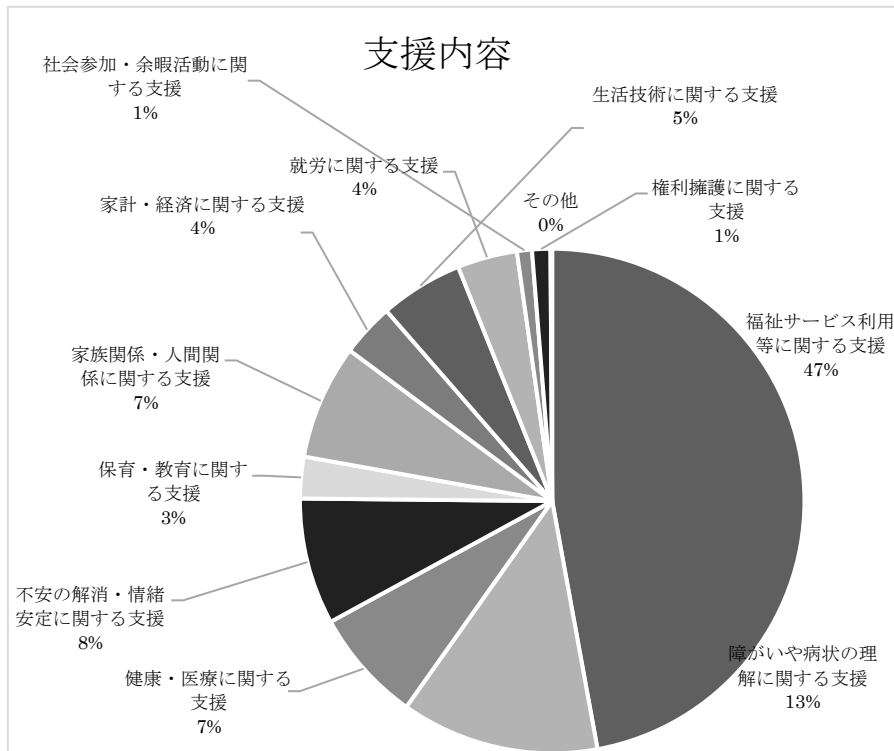
②相談件数（延件数）

支援方法	訪問	来所	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
相談件数	74	62	18	247	28	8	479	2	918



③支援内容（延件数、重複あり）

支援内容	延べ相談回数
福祉サービス利用等に関する支援	442
障がいや病状の理解に関する支援	119
健康・医療に関する支援	68
不安の解消・情緒安定に関する支援	76
保育・教育に関する支援	25
家族関係・人間関係に関する支援	69
家計・経済に関する支援	32
生活技術に関する支援	50
就労に関する支援	36
社会参加・余暇活動に関する支援	9
権利擁護に関する支援	11
その他	1
合計	938



(2) 相談支援事業業務委託（一般相談）（相談支援専門員 1 名）

令和 5 年度の相談件数は、相談者 129 名（実数）、延べ相談件数は 1,483 件でした。この内、今年度の新規相談者は 74 名でした。

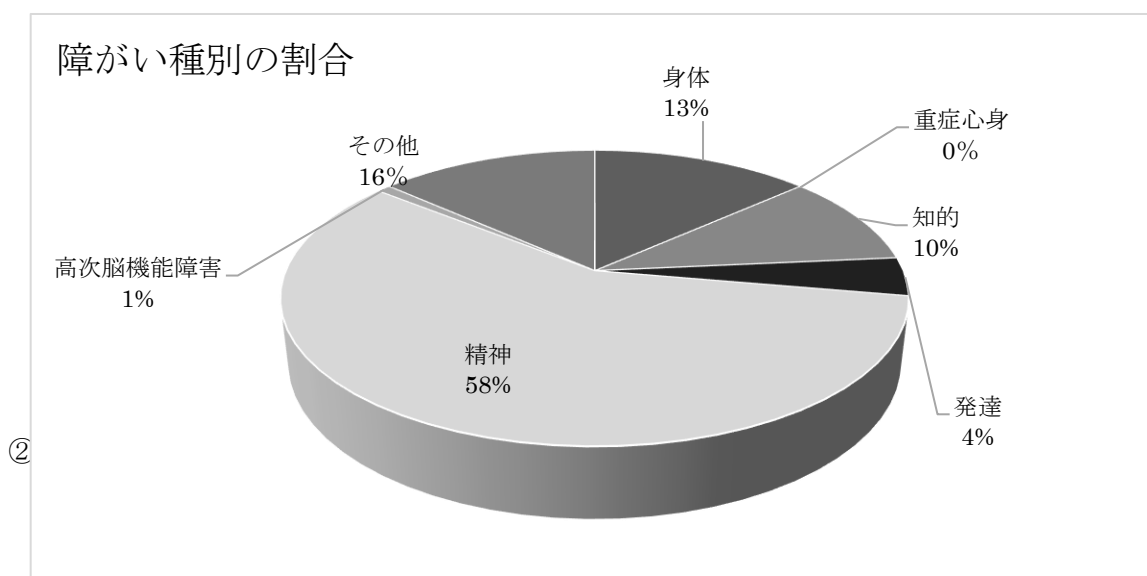
業務としては、障がいに関する全般的な相談窓口や計画相談支援の窓口として、案内や受付を行いました。また、障がい児機能訓練事業を希望する就学後児童の受付窓口として事前調査票を作成し、当該事業に関する療育支援相談会議に出席をしました。

障害種別に関しては、本年度もこれまでと変わらず、精神障がいが多い相談件数が多くなっています。それ以外で目立ったのは、その他の項目、とりわけ ALS 等の難病による相談が例年より多く見受けられたことが挙げられます。いずれも、介護保険サービスを優先的に利用したものの、サービス量が充足できず、障がい福祉サービスも併用して受けたいと希望されたケースでした。しかし障がい福祉サービスは介護保険サービスと比較して福祉用具の種類や住宅改修などの助成が十分ではなく、ご本人の望む支援を提供することが困難な状況もみられました。似たようなサービスがあっても法律によって内容の充実性に差が出ることにもどかしさを感じることもありましたが、ご本人が快適に在宅生活を送っていただけるようにするために、福祉用具の支援員と何度も話し合いを重ねながら支援を行いました。

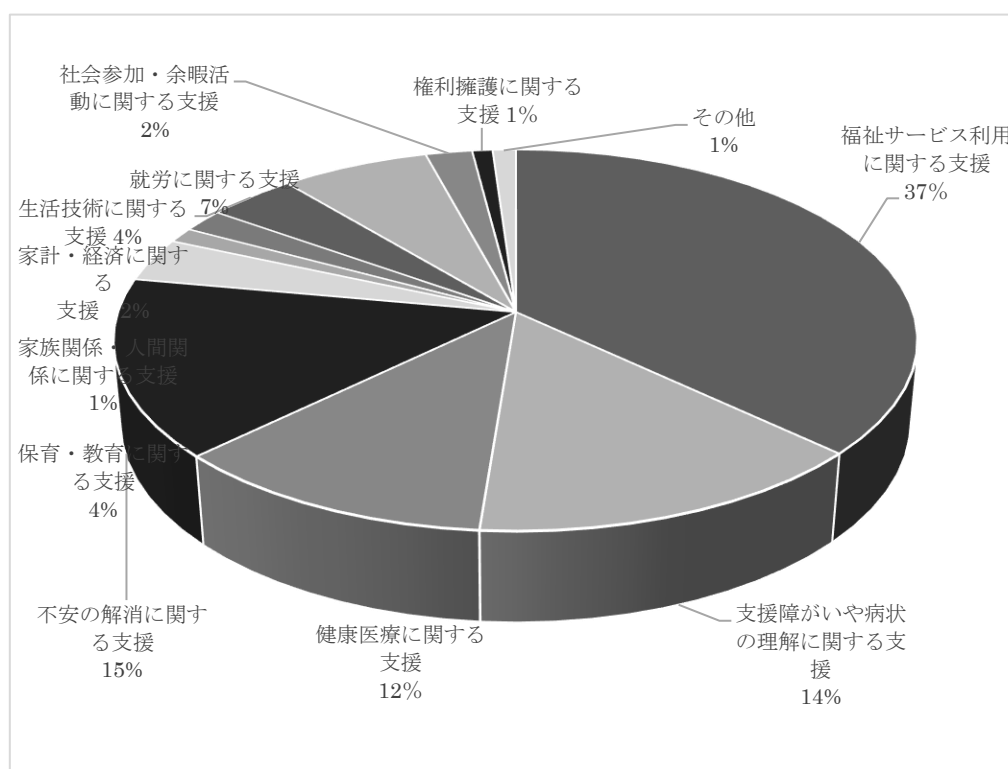
その他の相談内容としましては、同居家族と関係が悪化し、就労や住居に関しての相談を受けるケースも複数みられました。中には虐待が発覚したケースもあり、権利擁護や住宅支援、司法、医療機関など複数の支援機関を交えながら支援方針について話し合いを進めていきました。

① 相談者の障がい種別の内訳（重複障がい含む）

身体	重症心身	知的	発達	精神	高次脳機能	その他	実人数
16	0	12	5	69	1	16	119



福祉サービス利用に関する支援	548
障がいや病状の理解に関する支援	212
健康医療に関する支援	171
不安の解消に関する支援	224
保育・教育に関する支援	55
家族関係・人間関係に関する支援	19
家計・経済に関する支援	29
生活技術に関する支援	61
就労に関する支援	102
社会参加・余暇活動に関する支援	32
権利擁護に関する支援	14
その他	16
合計	1483



3. 指定特定相談支援事業「計画相談支援」「障害児相談支援」

(管理者、相談支援専門員兼務1名、相談支援専門員2名、相談員2人)

令和5年度の成人、児童の計画作成（新規、更新、プラン変更）は228件、モニタリングは492件でした。年度末保有契約件数は、成人138件児童62件、合計200件となっております。

今年度は、相談員4名の退職、1名の休職があり、事業所の運営が停滞する事態になりましたが、事業所内での職員異動及び配置転換を行い、利用者の福祉サービスが停滞しないよう努めました。

成人のケースでは、利用者の課題は家族環境によるものも多く、利用者支援を行うには家族支援を行わないといけないケースが多々ありました。今年度は、初めて芦屋市都市整備課との連携もいたしました。

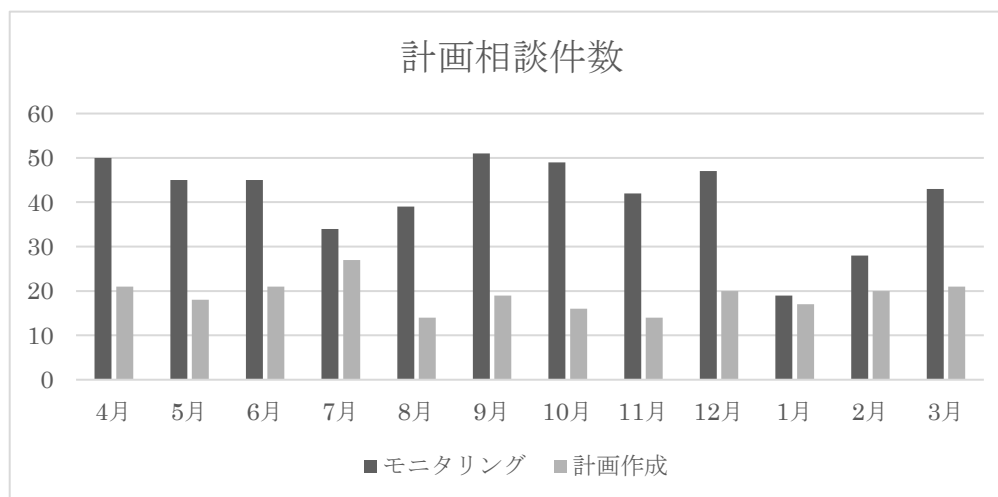
児童のケースでは、児童ケース担当の退職、休職があり、引継ぎがスムーズに出来ない事態がおこり、利用者不信感を与えることがありました。進学、進級の時期と重なったことがありましたので、あらたな担当職員は丁寧な説明を心がけ計画を立案していき、利用者安心していただくことに努めました。

成人、児童とも、利用者の希望する生活が実現できるように各関係機関、他職種連携を行いながら支援を致しました。

① 計画相談件数

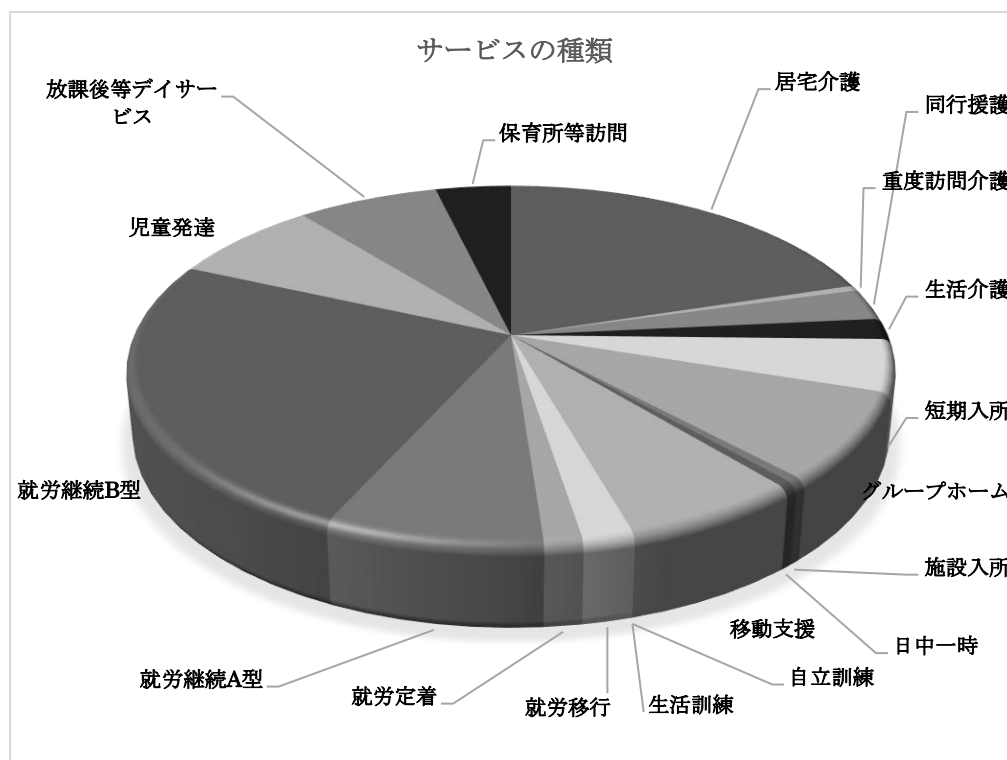
令和5年度（指定障害児件数含む）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計
モニタリング	50	45	45	34	39	51	49	42	47	19	28	43	87
計画作成	21	18	21	27	14	19	16	14	20	17	20	21	100
合計	71	63	66	61	53	70	65	56	67	36	48	64	93



② 契約者の利用サービス内訳 (利用者 209 名重複あり)

サービス事業	件数	サービス事業	件数
居宅介護	43	生活訓練	0
重度訪問介護	1	自立訓練	0
同行援護	6	就労移行	4
生活介護	4	就労定着	3
短期入所	10	就労継続 A 型	17
グループホーム	17	就労継続 B 型	53
施設入所	1	児童発達	16
日中一時	1	放課後等デイサービス	15
移動支援	14	保育所等訪問	8



3. 芦屋市委託事業 芦屋市若者相談窓口業務委託（若者相談センター「アサガオ」） （非常勤相談員2名、非常勤スーパーバイザー1名）

若者相談センター、「アサガオ」は青少年センターに開設されて10年が過ぎました。また市内関係機関と連携していく中で、若者相談センター「アサガオ」の存在が浸透し、不登校・ひきこもりの相談窓口として周知されつつあると感じているところです。平成25年11月の開設以来、電話、面談による相談件数は延べ8162件となっています。

令和5年度の相談件数は延べ465件（電話288件、面談162件、その他15件で、新規相談者数は41名）でした。今年度は相談員の交代によりアサガオを卒業される方、対象年齢ではない方やひきこもり、不登校に関する相談ではない方に対して他機関への相談を促す等したため相談件数が減少しました。

利用者件数		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		累計	
		回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数
電話相談	本人	30	6	17	3	28	2	13	3	20	5	13	6	15	6	36	3	20	5	9	4	11	6	12	6	224	55
	家族等	2	2	0	0	5	5	3	3	10	6	7	4	10	6	9	5	2	2	6	4	5	1	5	3	64	41
面接相談	本人	3	2	5	3	4	3	6	2	10	5	4	2	4	2	4	2	13	10	2	2	4	2	3	2	62	37
	家族等	13	10	8	7	9	7	6	5	3	3	6	5	9	8	8	7	9	8	14	10	8	6	7	6	100	82
その他	関係機関	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	2	1	0	0	11	7
	家族等	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	3
合計		48	20	33	15	46	18	30	13	43	19	33	19	39	23	58	18	45	26	32	21	30	16	28	17	465	225
前年度件数		108	50	83	29	124	43	119	44	87	55	90	39	106	34	105	29	117	32	109	20	92	23	96	23	1236	421
前年度対比%		44.4	40.0	39.8	51.7	37.1	41.9	25.2	29.5	49.4	34.5	36.7	48.7	36.8	67.6	55.2	62.1	38.5	81.3	29.4	105.0	32.6	69.6	29.2	73.9	37.6	53.4
新規相談		1		1		4		1		1		5		6		4		10		4		3		1		41	
月末時点での 対象人数		40		41		45		46		47		52		58		62		72		76		79		80			
相談内容	ひきこもり	43		31		40		23		24		22		27		51		30		22		16		15		344	
	不登校	4		1		5		4		15		6		6		5		5		4		3		2		60	
	その他	0		0		1		1		4		3		6		2		10		6		11		11		55	
実人数	ひきこもり	14		11		11		9		8		11		11		9		11		11		9		9		124	
	不登校	4		1		3		3		5		5		4		3		3		3		3		1		38	
	その他	0		0		1		1		1		2		5		2		9		5		7		7		40	

(1) 相談の特徴

相談内容は、社会的ひきこもりに関する相談が75%、不登校に関する相談が13%、その他の相談が12%でした。相談方法は電話相談が62%、面接相談が35%、その他メールでの相談が3%でした。

ひきこもりに関する相談は、頻回相談者に関しては本人が多く、それ以外では家族から

の相談でした。ひきこもりに関する相談内容は日常生活の困りごと、大学における進級・卒業について、成人期の長期ひきこもりへの対応、就労（アルバイト等も含む）についてなどがあげられます。必要に応じて福祉センターや西宮若者サポートステーション、就労支援、就労施設、医療機関、その他の機関の相談窓口についての情報提供も行いました。

不登校に関する相談では、家族からの相談がほとんどであり、市内小中学校、私立中学校に通う児童・生徒の保護者からの相談もありました。不登校に関する相談内容は学習や進級、進学について、ネット依存・ゲーム依存、親子関係のトラブルなどの相談が寄せられました。現状の在籍校での支援体制を確認し、必要に応じて医療機関やフリースクール・通信制高校等の情報提供や公認心理士による個人面談を実施しました。また、不登校生徒の居場所としてのプログラムも行い、学校復帰に向けて取り組みました。

(2) 他機関との連携

毎月第2金曜日、保健福祉センターで開催される「総合相談連絡会」や第2水曜日に開催される「芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会」に出席するなどして、関係機関との情報交換を行っています。相談内容に応じて社会福祉協議会との連携や、愛護センター、特別支援教育センター、医療機関などとの連携を図っています。

(3) S V（スーパービジョン）の実施

月1回、年間12回のスーパーバイズを受け、事例ごとの対応の在り方や電話相談の心得等のアドバイスを頂きました。又「親の会」や「キ・テ・ミ・ル・会」等のイベント運営の在り方などを共に考えて頂いています。

(4) アウトリーチの実施

本年度は希望者がなかった為、アウトリーチの実施はありません。

(5) 「アサガオセミナー」の実施

本年度のテーマは「自分を知ること 他者を知ること」- 傾聴のスキルを活用して - で、6月から（8月を除く）10月まで月1回、全4回開催した。参加者は延べ人数74名でした。

(6) 「キ・テ・ミ・ル・会」の実施

毎月1回、合計12回実施しました。今年度の参加者は4名（見学者除く）でした。参加者はほぼ毎回同じ相談者で「アサガオ」に相談や会話に来られています。12月には「あしや部」の先生2名、生徒6名が「キ・テ・ミ・ル・会」の見学に来られました。

(7) 「アサガオ chat」の実施

新たな取り組みとして、長期休暇明けに不登校が増える現状から、長期休暇明けにアサガオへ気軽に相談できるよう「アサガオ chat」を企画しました。今年度は夏休み明けと冬休み明けに2回（1回につき2日設ける）実施しました。1回目は参加者なし。2回目は、3名の参加がありパステル和みアートを実施しました。ひきこもり当事者と支援者、別のひきこもりのご家族の方が参加し、それぞれ作品作りに没頭され、最後に当事者の思いや親からの声掛けについて話題に上り、参加者だけでなくアサガオにとっても実りある会となりました。

(8)「アサガオ親の会」

毎月第2日曜日に合計11回（8月は休会）開催しました。参加者は延べ人数73名となりました。以前からアサガオに相談に来られていた不登校、ひきこもりの家族だけではなく、親の会から新規で参加される方もいました。アドバイザーとして三田先生、藤井先生が参加され、親同士の思いの共有と交流の場として様々な世代の子を持つ親たちが自然と集まる場となっています。参加者からの要望により、発達障害についてとエゴグラムでのミニ講座も行いました。また親の会の取り組みは他市関係機関からも注目されており、今後の親の会の在り方を検討していく必要があると思います。

共同生活援助事業所（グループホーム）「ぷらんつ」

支援体制

1) 利用者数7名(定員7名、男性)

新規登録	なし	体験利用(延べ)	1名
退所	1名		

2) 職員配置(職員対利用者 4:1)

管理者	1名(常勤)
サービス管理責任者	1名(常勤)
生活支援員	2名(常勤)
世話人及び夜勤スタッフ	10名(非常勤)

3) 開所時間

16:00～9:00(夜間帯21:30～7:30)

1. サービス利用状況

1) 令和4年3月末日での登録(入居)状況は以下の通りです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録(人)	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6

2) 利用者の年齢、支援区分、障がい種別、日中サービスの内訳は以下の通りです。

年齢	20代	30代	40代	50代	60代	65以上	合計
人数(人)	0	2	4	0	0	1	7

支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
人数(人)	0	4	1	2	0	0	7

障がい種別	精神	知的	身体	発達	難病	重複※1	合計
人数(人)	4	0	0	0	0	3	7

※1…精神障がいと発達障がいの重複が1名、精神障がいと知的障がいの重複が2名

日中通所先	地域活動支援センター	就労継続支援B型	地活・B型併用	合計
人数(人)	2	2	3	7

2. 利用者支援・関係機関連携

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられましたが、ぷらんつでは引き続き感染予防対策を継続、事業所内での感染に留意しつつ、これまで利用者が活動自粛の為にできなかった余暇活動を充実できるよう、プログラムを企画、実施しました。

感染対策としては日々の手指洗淨・消毒、共用部でのマスク着用の継続、外泊後の抗原検査実施等、利用者に協力を仰ぐとともに、職員も週に 1 回の抗原検査を行い予防及び早期発見に努めました。

利用者支援においては、月 1 回の看護師による健康支援の面談を継続、健康状態の把握と生活習慣病等の予防についての相談・助言等を行いました。また、定期的なモニタリング会議、支援者会議へ利用者とともに参加し、本人・家族の希望と支援課題の共有に努めました。今年度は、一人暮らしを希望された利用者が 7 月末をもって退所され、新たな環境での生活を始められました。

関係諸機関とは利用者の心身・生活の状況の共有、支援会議への出席の他、今年度は心身の状態が不安定になった利用者への受診同行を多く行いました。定期的を受診しているにもかかわらず症状が安定しない利用者について、自身の症状や服薬状況を客観的に主治医に伝えられていないことが多く、主治医へ詳細の状況を共有した上で本人を交えて治療方針について相談をし、処方薬等の調整が行われることで体調や生活が安定することが複数あり、医療機関との密な連携の重要性を改めて認識する一年となりました。

3. 行事及び地域との交流・連携

今年度はコロナ感染症の規制が緩和されたことを受け、この数年あまり実施できなかった外出レクを行いました。大晦日の温泉レクは初の試みで、一年の締めくくりを皆でゆっくり温泉につかるという企画でしたが、大晦日は温泉施設が大混雑で、見通しよりもあわただしいレクとなりました

日付	行事	日付	行事
5/5	端午の節句・ウォーキング	10/21	運動レク ボウリング
5/7	夕食レク	12/7	ケーキの街芦屋 ケーキ提供
6/24	室内レク お菓子釣り	12/31	外出レク 温泉
7/22	ウォーキング	1/1	おせち料理提供
9/24	夕食バイキング		

4. 虐待防止及びリスクマネジメント

今年度は、災害に向けた初の取り組みとしてぷらんつで備蓄している災害時用の非常食の試食会を、夜間の避難訓練後に行いました。お湯を注いでおにぎりとして食べられるアルファ米を試食しましたが、想定していたよりも個別の調理に手間がかかり、なかなかスムーズに食べることができず、今後は個別食ではなくまとまった量を一度に調理し配膳できる形の方が、非常時に効率が良いという改善点が見つかりました。また、利用者全員が懐中電灯を購入し、非常時の避難用に各居室に常備しています。事務所の懐中電灯も、夜間避難時に光量が十分でないことがわかり、より光量の強いものに買い替え交換しています。

大地震による様々な被害を具体的に想定することはなかなか難しく訓練も単調なものに

なりがちですが、それでも一回一回の訓練から学び改善できることも多く、今後も継続して訓練し、少しずつ非常時への備えを整えていく必要を改めて実感しました。

日付	研修・訓練等内容
10/6	感染症予防訓練・研修
11/30	消防避難訓練・災害時非常食試食
2/29	虐待防止研修
3/19	消防避難訓練
3/22	消防・避難訓練

5. その他

今年度は利用者にコロナ感染症の罹患はなく、基準が第 5 類に引き下げられたことで、日中活動や旅行等、利用者それぞれに昨年までとは違った日中・余暇を過ごすことができた 1 年でした。一方で、職員のコロナ感染は散発的に発生し、勤務復帰までに複数回の抗原検査の実施を要する等の慎重な対応や勤務調整が求められ、共同生活援助という事業形態を考慮し、まだまだ感染対策に気の抜けない状況が続きました。

利用者支援では、開所から 5 年目で初めて一人暮らしに移行した方があり、利用者が不安と希望を持ちながら自立に向けて一步を踏み出される背中を見送ることに、一抹の寂しさとともに、それ以上の喜びを感じました。

業務面では、記録管理用のアプリを 5 月より導入、7 月からはこれまで手書きだった記録を全てタブレット入力に切り替えました。タブレットの操作に慣れるまで時間のかかる職員もいましたが、総じて見ると、記録業務の効率化と負担軽減につながりました。

2 月に発表されたサービス報酬改定では、共同生活援助の報酬が軒並み引き下げられ、特に 4 対 1 で職員を配置していた当事業所にとっては運営方針を大きく見直す必要に迫られることになりました。次年度は職員配置の変更に伴う業務効率化の他、地域との連携をより意識しつつ、引き続き利用者の安心・安全な生活の実現に向け運営を行ってまいります。

法人名 (社福) 芦屋メンタルサポートセンター

監査対象 法人本部

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
<p>・法人における評議員の選任の手続きにおいて、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に識見を有する者」である旨を説明することが必要であるが、貴法人の令和3年度の評議員選任の手続きにおいて、当該事項の説明がされていることが確認できなかった。次回以降の、評議員の選任の手続きにおいて、「社会福祉法人の適正な運営に資する者」として選任することが必要であることを指摘する。</p>	<p>・次回以降の評議員の選任の手続きにおいて、ご指摘の内容を確認し、議事録にも記載することとします。</p>		
<p>・特別な利害関係を有する評議員は、評議員会の定員数に含まれず、議決権を有しないため、評議員会の議案については、特別な利害関係を有する評議員がないことを確認する必要がある。令和3年4月以降に開催された評議員会において、当該内容の確認を行ったことが確認できなかった。当該内容を各評議員へ確認するとともに利害関係を有する評議員がない場合も含め、議事録に確認を行った旨を記録する必要があることを指摘する。</p>	<p>・次回の評議員会よりご指摘の内容を確認し、議事録に記載することとします。</p>		

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
<p>・法人設立以来の議事録は保存しているが、主たる事務所（浜町）には保存しておらず、従たる事業所（呉川町）に保存しているとの報告を受けた。社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、議事録又は決議を省略した場合に徴取する同意の意思表示の署名等をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>・ご指摘に従い主たる事務所（浜町）にて備え置きます。</p>		
<p>・特別な利害関係を有する理事は、理事会の定員数に含まれず、議決権を有しないため、理事会の議案については、特別な利害関係を有する理事がいないことを確認する必要がある。令和3年4月以降に開催された理事会において、当該内容の確認を行ったことが確認できなかった。当該内容を各理事へ確認するとともに利害関係を有する理事がいない場合も含め、議事録に確認を行った旨を記録する必要があることを指摘する。</p>	<p>・次回の理事会よりご指摘の内容を確認し、議事録に記載することとします。</p>		
<p>・令和4年5月に基本財産として取得した寺子屋の消防設備契約金額160万円について、取得に係る理事会決議が行われていなかった。貴法人定款細則第21条に固定資産取得に係る理事長専決事項が規定されているが、基本財産の取得に関しては除外されているため、基本財産を取得する場合は理事会議決が必要であることを指摘する。</p>	<p>・8割が助成金での支出であったため報告事項での処理としていた。今後理事会での決議とします。</p>		

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
<p>・法人設立以来の議事録は保存しているが、主たる事務所（浜町）には保存しておらず、従たる事業所（呉川町）に保存しているとの報告を受けた。社会福祉法人は、理事会の日から十年間、議事録又は決議を省略した場合に徴取する同意の意思表示の署名等をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>・ご指摘に従い主たる事務所（浜町）にて備え置きます。</p>		
<p>・指摘事項① 貴法人経理規程第12条において、主要簿（仕訳日記帳、総勘定元帳）のほか、補助簿を作成することになっている。しかし、経理規程上、作成が求められる補助簿について作成されていないものが散見された。各補助簿の必要性について再度検討し、経理規程違反にならないように適切に対応する必要があることを指摘する。</p>	<p>・各補助簿の必要性について検討しております。検討結果を反映した経理規程を3月の理事会にて改訂いたします。</p>	改訂後の経理規程。	3月の理事会にて議決後提出いたします。
<p>・指導事項② 貴法人経理規程第50条に「固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない。」と記載があるが、現在、固定資産の使用状況の調査、及び固定資産現在高報告書の作成は行われていない。当法人は各拠点に備品等を保有していることから、経理規程に則り固定資産の使用状況の調査及び固定資産現在高報告書の作成が必要であるが、調査等の実施の必要性が乏しいと法人側が判断する場合には現在の実態に合わせて経理規程を見直す等の対応が必要であることを指摘する。</p>	<p>・全固定資産について毎年度末の状況等の調査等を行う必要性につき検討した結果、その必要性は乏しいと考えております。実情に合わせて経理規程を改訂いたします。</p>	同 上	同 上

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
<p>・令和4年度において、公益財団法人神戸やまぶき財団から助成金1,360,000円を受け、固定資産を取得している。当助成金を寄付金として会計処理を行っているが、施設整備事業に対する助成金など、主に固定資産の取得に充てられることを目的として国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金は、国庫補助金等特別積立金として計上する必要がある。また、令和2年度の総勘定元帳は監査時に確認できなかったため不明であるが、令和3年度にも同様の助成金の受け入れ及び固定資産の取得があった。その他の助成金等を含め、過年度に受領した助成金等の内容を精査の上、国庫補助金等特別積立金として会計処理する必要があった助成金等については、令和5年度に適正に会計処理を行う必要があることを指摘する。</p>	<p>・現在、過年度に受領した助成金等の内容を精査しております。国庫補助金等特別積立金として会計処理する必要があった助成金等については、令和5年度に適正に処理いたします。</p> <p>特別増減の部の国庫補助金積立額 / 国庫補助金特別積立金</p> <p>国庫補助金等特別積立金 / 特別増減の部の国庫補助金取崩額</p> <p>(過年度分の修正のため、特別増減の部で処理させていただきます。)</p>		

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
<p>・令和2年度、令和3年度の国庫補助金等特別積立金の期末帳簿価額について、貸借対照表、国庫補助金等特別積立金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書が一致していない。そのため、令和4年度末の貸借対照表、国庫補助金等特別積立金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の金額を一致させるために、貸借対照表、事業活動計算書及び各付属明細書において調整を行っているが、不明瞭な処理となっている。また、基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書については、上記の不一致を令和4年度の期首帳簿価額を変更することで調整しようとしたことから、令和4年度の当期首帳簿価額と令和3年度の基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の期末帳簿価額が一致していない。上記のような不明瞭な処理を防ぐため、令和5年度より貸借対照表及び各付属明細書の期末帳簿価額を整合させる必要があることを指摘する。なお、期首残高の数値の調整は簿外処理として扱われ、社会福祉法人会計上、容認されていないため、期中の修正仕訳等による修正をされたい。</p>	<p>・令和5年度より貸借対照表及び各付属明細書の期末帳簿価額を整合させます。また、過年度分の修正を行う場合は、期首残高の数値の調整は行わず、期中の修正仕訳等による修正を行います。</p>		

口頭指摘

(今回、回答は要しません。次回指導監査時に確認します。)

I 法人運営

貴法人経理規程第57条に記載の注記事項について、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が追加されていないことを確認した。

経理規程を見直し、改訂を行うとともに、今後、法令等の改正があった場合は、併せて内部規程の改訂を行うこと。

【根拠】社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて20、別紙1

I 法人運営 6 理事会 (1) 審議状況 2 理事会の決議は法令及び定款の定めるところにより行われているか。

令和4年1月28日が決議日である理事会は、決議の省略を行っているが、各理事の同意書及び監事の異議確認書を確認したところ、監事1名の異議確認書の日付が決議日以降の日付であった。

貴法人定款には、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた時を除く。)は、理事会の決議があったものとみなす、と規定していることから、決議があったとみなされる日は、全ての理事の同意及び監事の異議がない旨を確認できた日とする必要があることを指摘する。

【根拠】社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条、貴法人定款27条第2項

III 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 1 経理規程を制定しているか

貴法人経理規程第24条第2項において、手許現金の保管上限は40万とされているところ、令和5年11月27日現在、401,374円が保管されていた。(ただし、いずれの金額も喫茶カシュカシュを除く)

手許現金の保管額について、経理規程を遵守する必要がある。

【根拠】貴法人経理規程第24条第2項

Ⅲ管理 3会計管理 (3) 会計処理 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか

寄附金台帳が作成されておらず、(令和2年度～令和4年度にかけて)、領収証控、寄附金申出書がないもの、寄附金申出書に寄附金額の記載がないものが見受けられた。寄附金受領に係る事務を適切に行う必要がある。

【根拠】 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項9 (2)

Ⅲ管理 3会計管理 (5) 附属明細書 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか

令和4年度決算において、借入金明細書(附属明細書3 (①))の差引期末残高の小計と合計を記載する欄が実際の残高である140,070,000円ではなく、0円として記載されている。

借入金明細書(附属明細書3 (①))について、適切な数値を記載すること。

【根拠】 社会福祉法人会計基準第2条

Ⅲ管理 4その他 (4) その他 4 契約等が訂正に行われているか

寺子屋の消防設備の契約において、契約書が作成されていないことを確認した。

貴法人経理規程第71条により契約金額が100万円を超えない契約をする場合には契約書の作成を省略できると規定していることから、経理規程に沿って適切な契約書の作成が必要であることを指摘する。

【根拠】 貴法人経理規程第70条及び第71条

助言事項

(法人運営に資するものと考えられる事項についての助言であり、法人が従わなければならないものではありません。)

I 法人運営 4 理事 (3) 適格性 1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。

令和5年6月の理事選任手続において、理事から提出を受けた欠格事由(暴力団等の反社会的勢力に属する者又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者ではない等)等に該当しない旨の確認書に提出(確認)日付の記載がないものが見られた。

理事等役員の選任手続に係る確認を適切に行う必要がある。

【根拠】社会福祉法第44条第1項により準用される社会福祉法第40条第1項

I 法人運営 6 理事会 (1) 審議状況 4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか

理事会議事録にて理事長及び業務執行理事(令和3年6月に杉江氏が理事長就任後～令和5年6月24日に新業務執行理事を選任するまでは不在)の職務の報告が行われているか確認したところ、実質的には定款に定めのある間隔で理事長による職務の執行状況について報告されていたが、理事会に職務執行状況の報告事項としての記載はなく、理事長専決事項の報告案件に専決事項と職務執行状況の報告が混在していた。

今後は、職務執行状況の報告、理事長専決事項の報告は適切に区分し、理事会に報告するとともに議事録に記載することが望ましい。

III 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 1 経理規程を制定しているか

貴法人経理規程第41条において、「製品又は仕掛品の取得価額は、一般的に公正妥当と認められた原価計算の基準に基づいた方法によって算定する」とされており、原価に基づいて貸借対照表計上額とすべきところ、当法人においては商品である棚卸資産について、売値に基づいて貸借対照表計上額とされていた。

これは、売値は貸借対照表計上額と同等水準であるという判断によるものであるが、経理規程上、棚卸資産の貸借対照表計上額の根拠を明らかにすることが望ましい。

【根拠】貴法人経理規程第41条

Ⅲ管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 4 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか

経費に掛かる請求申請書について、申請者、承認者、会計出納者がすべて同一（理事長）となっているものが複数件発見された。

不適切な支出を行うリスクを防ぐ観点から、申請者、承認者、会計出納者は別者とすることが望ましい。

Ⅲ管理 3 会計管理 (4) 会計帳簿 1 会計帳簿は適正に整備されているか

貴法人経理規程第 12 条第 2 項及び第 14 条において、会計帳簿は拠点区分ごとに作成し、備え置くものとし、主要簿（仕訳日記帳、総勘定元帳）は 10 年間保存することとされているが、実地監査時点において、令和 2 年度の総勘定元帳が閲覧可能な状態になかった。

会計帳簿は経理規程に従い、適正に保管すること。

【根拠】 貴法人経理規程第 12 条第 2 項、第 14 条

Ⅲ管理 3 会計管理 (5) 附属明細書 3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか

財産目録において、預金が「普通預金〇〇円」のように預金種別単位で複数の金融機関・支店・口座が一括して記載されており、預金の内訳が不明瞭であった。

財産目録において、預金内訳を口座別に記載することが望ましい。

Ⅲ管理 4 その他 (4) その他 1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか

社会福祉事業の経営者は、自らその適用する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないことから、第三者評価を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。

【根拠】 社会福祉法第 78 条第 1 項

以上

令和5年度事業報告 添付資料

年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
		入職	退職	入職	退職	入職	退職	入職	退職
はまゆう	正職	1					1		
	常勤					2			1
	パート			1	1				
	その他								
ライラック	正職	1			2	1	2	1	
	常勤							1	1
	パート		1	5		3	1		1
	その他		1			1	1	2	1
相談	正職								1
	常勤					2	1	3	2
	パート						1	1	2
	その他					1		1	2
ぷらんつ	正職								
	常勤								
	パート	2	2	3		2	4	2	1
	その他								
合計		4	4	9	3	12	11	11	12
勤続年数			10月～10年5月 平均3年5月		7月～12年 平均4年7月		0月～12年5月 平均2年6月		0月～9年11月 平均3年6月